

まちづくり市民会議 第3小委員会議事録⑪

■日 時	2008年7月16日（水） 午後6時25分～午後8時40分
■場 所	太田市役所 10階 政策推進会議室
■出席者	委員5名 相沢委員長、福島副委員長、浦野、高橋、田部 市2名 田中課長補佐、田島主任 ※欠席委員1名 早川

【概要】

1. 会議の目的

- ・ 先日の関係課意見交換会を受け、本日提出されている基本条例変更案について、意見交換を行う。
- ・ 前回の会議で結論が出せなかった項目を検討する。

2. 会議の内容

（1）基本条例変更案について（第22条 第1項）

- ・ 基本条例の素案作成時における背景として、自治会は行政から口を出されず、自由で自発的な集団であるべきという意見と、地域を運営するうえで、重要な担い手であるため、参加・不参加も自由ではなく、参加してもらわなければならないという意見に分かれた。
- ・ 町内会の役員を経験して、転入者等への参加に対するアプローチが薄く、参加率が低いことが現状であるが、行政にとって地域の意見を聞く機会が年々増加しているため、地域の中で生活する人が町内会に属していないことに不具合があると感じた。
- ・ 町内会は世帯数に応じて負担金が課せられることから、そこで生活する人は、町内会に参加し、会費を納めることが前提ではないか。
- ・ 行政との関係で、地域コミュニティの中心は町内会であるため、入るもの入らないのも自由とすることはどうかと思う。
- ・ 町内会活動にはそれぞれ温度差があり、不信感を抱く人もいるため、中身の改善に向けた検討については、第1小委員会で行っている。
- ・ 条例では、「「市民」とは、市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者、活動するもの、事業を営むもの等をいいます。」としているが、変更案では、これら全ての人が町内会活動に参加しなければならないと解釈されるのではないか。
- ・ “町内会＝地域コミュニティ”と捉えられてしまうため、「これらの組織および集団」の文言について、誤解を与えないように工夫したらどうか。
- ・ 地域コミュニティを幅広く捉えるニュアンスにしたい。町内会の参加を推進する方向で、強制・統制とは距離をおく条例になれば良い。
- ・ これらの議論により、第22条第1項の変更案は、「市民は、暮らしやすく心豊

かな生活を送ることを目的として、自由意思に基づいて結ばれた多様なつながり、および地域の中に組織された町内会活動に参加し、これらの組織および集団（以下「コミュニティ」という。）を、自治の担い手であることを認識し、守り育てるよう努めます。」とする。（変更箇所はアンダーライン部分の追加）

（２）太田市まちづくり基本条例変更・理由書について

- ・ 今回追記した理由を明確化するため、原案から下記のとおり変更する。
- ① １ページ目の上から 12 行目の「自由意思に基づいて結ばれた多様なつながり、組織及び集団：…参加不参加も自由ですよとっている町内会でよいのだろうか。」を「自由意思に基づいて結ばれた多様なつながり、組織及び集団を守り育てるだけでいいのでしょうか？」に変更する。
- ② １ページ目の上から 15 行目の「やはり目的を明確にし、しっかりした組織および集団にしていくことが地域の治安を含めた安心につながるのではないのでしょうか。」を「やはり区長会・町内会の目的を明確にし、活力ある地域コミュニティの組織および集団にしていくためには、市民の参加を明確に促すことが地域の安心につながるのではないのでしょうか。」に変更する。
- ③ ２ページ目の上から 5 行目の「そのための仕組みを早急に整備する必要があります。その仕組みの根幹をなす組織は区長制度と町内会組織であると考えます。」を「そのための仕組みの根幹をなす組織である区長会と町内会組織をこれに向けて早急に整備する必要があります。」に変更する。
- ④ ２ページ目の上から 8 行目の「そのために以下のように条例を変更する必要がある。」を「そのためには、太田市の憲法といえる基本条例を一部以下のように変更したい。」と変更する。

（３）答申書について

- ・ 最終的な決定は、7 月 25 日開催の全体会議で行う。
- ・ 8 月 20 日開催の第 3 小委員会で答申書を提出する。
- ・ 9 月以降は、事務局と関係課で調整する。
- ・ 添付資料は、①条例変更基準、②アンケート結果、③検討委員名簿とする。

（４）前回の検討事項について（「平和」に関する記述）

- ・ 第 1 条（目的）に入れると、以下に平和の行動をおこすための条文がないため、新たに条項を追加する必要がある。
- ・ 基本条例は最高規範であるため、憲法が生かされていると解釈すれば、追加する必要はないのではないかと。また、条例変更基準に照らし合わせても、追加する必要はないと思う。さらに、「平和」は大きなレベルの文言であり、市政のレベルでは、あえて追加する必要はないのではないかと。
- ・ 現状で、「平和」という文言がなくても不具合や違和感がない。条例を変更するだけの理由がまとめられないため、意見があったことを議事録に残せば良いの

ではないか。

- ・ 条例に追加する場合、①どの箇所にどのような形で入れるのか、②どのような理由で入れるかを説明する必要がある。
- ・ 「平和」に関しては、提言書にまとめることが、具体的な方法論ではないか。

(5) 提言書の作成について

- ・ 8月20日の第3小委員会で答申書を提出する予定であるが、並行して、条例の変更まで至らなかった項目等に係る提言書の検討に入りたい。
- ・ 「提言書作成票」は、各委員に送信済み。第3小委員会で検討してきた内容で、提言書にまとめるべきとしたものは、この様式に記載する。「基本条例の周知・徹底が不十分」という意見があったが、それについても提言書にまとめたい。
- ・ 「提言書作成票」は、各項目の提案者が中心となって作成する。
- ・ 検討の流れの中で追加したい内容は提案を受けるが、これまで話題に上らなかった内容は遠慮してほしい。
- ・ 10月開催の第3小委員会では、最低でもタイトルは出してほしい。そして、11月、12月の議論を経て、まとめていきたい。

3. その他

- ・ これまで各委員から提出してもらった「意見用紙」は終了し、8月からは提言書の作成に取り組む。
- ・ 「提言書作成票」は作成次第、委員長と事務局に提出する。

●次回会議のお知らせ

第12回 第3小委員会 8月20日(水) 午後6時30分～

【場所】市役所10階 政策推進会議室